

島田市社会福祉協議会 生活支援・資金貸付等事業について

島田市社会福祉協議会では、一時的に必要とする生活費や医療費の貸付等を行っています。

資金貸付事業は、単に「お金を貸す」ということではなく、相談者の生活状況を把握し貸付を通して必要な相談支援を継続的に行い、相談者（世帯）の自立を目指すものです。

相談者の状況によって必要な支援方法も異なるので、資金貸付だけを希望する場合であっても、当協議会では相談者の生活状況全般を踏まえて支援方法を検討します。

相談者にとって貸付を含め、どんな支援が必要かを見極める必要があります、「なるべく詳しく」事情を聞くことを心掛け、「その人にとって本当に必要な支援は何か」ということを相談者と共に考えていきます。

1 小口資金貸付

| | |
|-------|---|
| 内 容 | 島田市に住所を有する低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要とする生活費等の資金の貸付を行います。 |
| 貸付対象 | 島田市に3か月以上引き続き居住している者で、次に該当すると認められた方。 生活保護世帯は対象外 ① 低所得世帯にして、相当の理由により一時的に必要な生活資金 ② 医療に必要な資金 ③ 生業のための器具、機械の購入、修理に必要な資金 等 |
| 貸付限度額 | 一世帯 100,000 円以内(一世帯1回を原則とする) |
| 貸付利子 | 無利子 |
| 償還方法 | 3年以内に月賦または分割もしくは一括（償還計画を作成します） |
| 備 考 | 連帯保証人1名が必要です。(借受申込者と別世帯であること。収入証明を添付) 貸付にあたり、担当地区民生委員児童委員へ情報提供を行うことを了承していただきます。 |

※ 収入証明（所得証明書・源泉徴収票等）

2 生活援護費貸付

| | |
|-------|--|
| 内 容 | 島田市に在住する低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要とする生活費の貸付を行います。 |
| 貸付対象 | 島田市在住の低所得世帯 生活保護世帯は対象外 |
| 貸付限度額 | 一世帯3万円以内(一世帯1回を原則とする) |
| 貸付利子 | 無利子 |
| 償還方法 | 借受人の償還計画による |
| 備 考 | 連帯保証人は不要です。 貸付にあたり、担当地区民生委員児童委員へ情報提供を行うことを了承していただきます。 |

3 生活支援事業

| | |
|---------------|---|
| 内 容 | 島田市に在住する低所得世帯に対し、当面の生活を維持するため一時的な支援として食料等の支給やライフラインの復旧支援等を行います。 |
| 対 象 | 島田市在住の低所得世帯 ※生活保護世帯は対象外 |
| 緊急食糧支給 | |
| 緊急食糧 | 商品券 |
| 支給基準 | 支給対象世帯の生活状況や世帯人数に応じ、商品券上限 5,000 円分を支給。 ※一世帯1回を原則とする |

| ライフライン復旧支援 | |
|------------|---|
| 支給対象 | 電気・ガス・水道（以下、ライフライン）が停止または停止するおそれのある世帯 |
| 支給限度額 | 一世帯3万円以内(一世帯1回を原則とする) ※督促状や催告状に基づき計算をします。 |
| 備考 | 担当地区民生委員児童委員へ情報提供を行うことを了承していただきます。 支給決定後、社協から業者へ代理納付を行います。 |

| 就労応援 | |
|-------|---|
| 支給対象 | 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業利用者で、自立支援プランにおいて就労支援を位置付けている人で、就職活動に伴う費用が捻出できない人 (証明写真代、面接のための交通費、健康診査料など) |
| 支給限度額 | 一世帯1万円以内(一世帯1回を原則とする) |
| 備考 | 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが必須要件 です。当協議会の「生活困窮者自立相談支援事業」の申込、自立支援計画作成、継続支援を受けることになります。 |

4 高額療養費貸付

| | |
|-------|--|
| 内 容 | 島田市内に在住する 高額療養費の支払に困窮する方 に対し、資金の貸付を行います。 |
| 貸付対象 | 島田市に住所を有する 国民健康保険加入者 ※原則、 <u>国保税を滞納している方には貸付ができません。</u> |
| 貸付限度額 | 高額療養費のうち、保険対象額の10割以内。一回につき100万円以内。 |
| 貸付利子 | 無利子 |
| 償還方法 | 高額療養費の支給の日に一括償還（ 高額療養費の支給額を貸付金へ充当 ） |
| 備考 | 1か月分の請求書 を提示してください。 1か月分の請求のうち、一部でも病院へ支払われている場合は貸付非該当となります。 自己負担限度額認定証を受給している場合も貸付非該当となります。 |

5 生活福祉資金貸付

（静岡県社協の貸付です。当協議会において、相談、申請受付を行います。詳細は、静岡県社協のホームページやパンフレットをご覧ください。）

(1) 福祉資金

| | |
|--------|--|
| 内 容 | 経済的な理由や障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とするものです。 |
| 貸付対象 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 |
| 資金の種類等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生業を営むために必要な経費 2 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 3 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 4 福祉用具等の購入に必要な経費 5 障害者用自動車の購入に必要な経費 6 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 7 負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 8 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 |

| | |
|------|--|
| | <p>9 災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>10 冠婚葬祭に必要な経費</p> <p>11 住民の移転等、給排水設備の設置に必要な経費</p> <p>12 就職、技能習得などの支度に必要な経費</p> <p>13 その他日常生活上一時的に必要な経費</p> |
| 貸付利子 | <p>貸付・据置期間後年 1.5%</p> <p>※連帯保証人を立てる場合は無利子。</p> |
| 償還方法 | 申請時の計画による |
| 備考 | <p>資金の種類により、要件、対象、貸付限度額、償還期間等が異なります。</p> <p>他制度を優先します。</p> <p>民生委員の相談援助が前提となります。</p> |

(2) 教育支援資金

| | | | | |
|---------------|---|-------------|--------|-------------|
| 内 容 | 学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する制度です。 | | | |
| 対 象 | 低所得世帯、進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他から融資を受けることが困難又は融資を受けても進学・在学が困難な世帯 | | | |
| ①就学支度費 | | | | |
| 貸付対象 | 高等学校や大学等への入学時に必要な費用 (学校に納付する入学金等の費用や入学に際し必ず必要となる制服代等の費用) | | | |
| 貸付限度額 | 50万円以内 | | | |
| 貸付期間 | 在学期間中 | | | |
| 償還期間 | 据置期間後、原則 10 年以内 | | | |
| ②教育支援費 | | | | |
| 貸付対象 | 高等学校や大学等の在学中に必要な授業料等の費用 (学校に納付する授業料等の費用や在学中に必ず必要となる教科書代や通学定期代等に 係る費用) | | | |
| 貸付限度額 | 高等学校 | 月額 35,000 円 | 高等専門学校 | 月額 60,000 円 |
| | 短期大学 | 月額 60,000 円 | 大学 | 月額 65,000 円 |
| 貸付期間 | 在学期間中 | | | |
| 償還期間 | 据置期間後、原則 10 年以内 | | | |
| 備考 | <p>借受人は進学・在学する学生本人です。</p> <p>連帯借受人(借受人の親権者で世帯生計中心者)が必要です。連帯借受人の償還能力により、別に連帯保証人を必要とする場合があります。</p> <p>他制度を優先します。</p> <p>民生委員の相談援助が前提となります。</p> | | | |

(3) 不動産担保型生活資金

| | |
|------|---|
| 内 容 | 一定の 居住用不動産 を有し、 将来にわたりその住居に住み続ける ことを希望する 高齢者世帯 に対して、当該 不動産を担保 として生活資金の貸付を行います。 |
| 貸付対象 | <p>① 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯</p> <p>② 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないこと</p> <p>③ 借入申込者に配偶者もしくは親以外の同居人がいないこと</p> |

| | |
|-------|---|
| | ④ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として 65 歳以上 であること ⑤ 借入申込者の属する世帯が 市民税非課税世帯 であること <u>①～⑤のすべての条件を満たす方</u> |
| 貸付限度額 | 居住用不動産の 評価額の 7 割程度 （概ね 1500 万円の評価額が必要 ） ※ 1 か月の限度額 30 万円 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 |
| 貸付期間 | 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または借受人の死亡時まで |
| 貸付利子 | 年利 3%または長期プライムレートのいずれか低い利率 |
| 償還期間 | 一括償還 |
| 備考 | 推定相続人の全員の同意が必要です。（そのうち 1 名を連帯保証人として設定） |

(4) 総合支援資金

| | |
|------|---|
| 内 容 | 失業により生計の維持が困難となった世帯 に対し、再就職までの間の資金の貸付を行います。 |
| 貸付対象 | ① 失業給付等他の公的給付または公的貸付を受けることができず 生活維持が困難となっている低所得世帯 ② 自らの就労収入によって 6か月以上生計維持していた方が、その仕事を離職してから2年以内 であること ③ 生計中心者が就労することにより、 世帯の自立が見込めること ④ 借入申込者または借入申込者の属する世帯に多額の負債がないこと ⑤ 借入申込者が 65 歳未満 であること ①～⑤のすべての条件を満たす者 |

①生活支援費

| | |
|-------|--|
| 貸付内容 | 生活再建までの間に必要な生活費用 |
| 貸付限度額 | 単身世帯：月額 15 万円以内 2人以上の世帯：月額 20 万円以内 |
| 貸付期間 | 3か月以内 ※一定の条件を満たす場合は、延長可能（最大 12 ヶ月）。 |

②住宅入居費

| | |
|-------|--|
| 貸付内容 | 敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 （住居確保給付金申請者が対象） |
| 貸付限度額 | 40 万円以内 |

③一時生活再建費

| | |
|-------|--|
| 貸付内容 | 家賃又は公共料金を滞納し、滞納している料金を支払わなければ住居の退去を命じられる場合や、電気、ガス、水道が止められる場合に、その滞納している費用。 転居のための運送費用や転居に際して必要最低限の家具・電化製品等を購入する費用（住居確保給付金申請者） |
| 貸付限度額 | 60 万円以内 |
| 備考 | 原則連帯保証人 1 名 が必要となります。（連帯保証人の条件あり） 連帯保証人がたてられない場合は据置期間後 1.5%の利子がつきます。 償還期間は 10 年以内で、65 歳までに償還完了 することが条件です。 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが必須要件 です。当協議会の「生活困窮者自立相談支援事業」の申込、自立支援計画作成、継続支援を受けることとなります。 |

(5) 緊急小口資金

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 低所得世帯等に対し、次の理由により 緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に 貸付を行います。 |
|-----|--|

| | |
|-------|--|
| | (1)医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき (2)給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき (3)火災等被災によって生活費が必要なとき (4)その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき ①年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ②会社からの解雇、休業等による収入減 ③滞納していた税金、国民健康保険料、公共料金の支払いによる支出増 ④事故等により損害を受けた場合による支出増 ⑤社会福祉施設等からの退出に伴い賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増 |
| 貸付対象 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 |
| 貸付限度額 | 一世帯 100,000 円以内 ※無利子 |
| 償還期間 | 据置期間（2か月以内）終了後、12か月以内 |
| 備考 | 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが必須要件 です。当協議会の「生活困窮者自立相談支援事業」の申込、自立支援計画作成、継続支援を受けることになります。 |

(6) 臨時特例つなぎ資金

| | |
|-------|--|
| 内 容 | 離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者 に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けます。 |
| 貸付対象 | 住居のない離職者で次の条件にいずれもあてはまる者 (1)離職者を支援する公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること (2)借入申込者の名義の金融機関の口座を有していること |
| 貸付限度額 | 一世帯 100,000 円以内 |
| 償還期間 | 当該給付金等の交付を受けたときから1か月以内に全額を一括償還。 ※やむを得ない場合は月賦償還可能 |
| 備考 | 連帯保証人は不要です。 申請していた公的給付又は公的貸付が不承認になった場合でも、不承認された時から1か月以内に全額を一括償還していただきます。 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが必須要件 です。当協議会の「生活困窮者自立相談支援事業」の申込、自立支援計画作成、継続支援を受けることになります。 |

●問い合わせ先

社会福祉法人島田市社会福祉協議会 生活支援班

電話：0547-35-6244

メール：fukushi-machizukuri@shimada-shakyo.jp